

周南市旅費条例の一部を改正する条例制定について

周南市旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月1日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市旅費条例の一部を改正する条例

周南市旅費条例（令和7年周南市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1」を「国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長」と、「指定職職員等」とあるのは「特別職」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「市長及び特別職以外の者」と読み替えるものとする。

第16条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の周南市旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市旅費条例新旧対照表

現行	改正案		
<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1</u>で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、その上限内で現に支払った費用の額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(転居費)</p> <p>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（市長が必要と認めたものに限る。）とし、次に掲げる路程に応じた<u>別表第2</u>の額（家族を随伴しない場合は2分の1に相当する額）を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由でこの規定により難しい場合には、旅行命令権者と市長が協議して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>別表第1 (第13条関係)</u></p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2</u>で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）を上限とし、その上限内で現に支払った費用の額とする。<u>この場合において、同表中「内閣総理大臣等」とあるのは「市長」と、「指定職職員等」とあるのは「特別職」と、「職務の級が10級以下の者」とあるのは「市長及び特別職以外の者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(転居費)</p> <p>第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（市長が必要と認めたものに限る。）とし、次に掲げる路程に応じた<u>別表</u>の額（家族を随伴しない場合は2分の1に相当する額）を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない理由でこの規定により難しい場合には、旅行命令権者と市長が協議して定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>		
<table border="1"><tr><td data-bbox="145 1289 392 1359">区分</td><td data-bbox="392 1289 1120 1359">宿泊費基準額（1夜につき）</td></tr></table>	区分	宿泊費基準額（1夜につき）	
区分	宿泊費基準額（1夜につき）		

現行				改正案
	市長	特別職	市長及び特別職以外の者	
東京都、埼玉県、京都府	40,000円	27,000円	19,000円	
福岡県	38,000円	25,000円	18,000円	
千葉県	36,000円	24,000円	17,000円	
神奈川県、新潟県	34,000円	22,000円	16,000円	
香川県	32,000円	21,000円	15,000円	
熊本県	29,000円	20,000円	14,000円	
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	27,000円	18,000円	13,000円	
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	25,000円	17,000円	12,000円	
青森県、秋田県、茨城県、	23,000円	15,000円	11,000円	

現行				改正案
富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県				
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	21,000円	14,000円	10,000円	
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	19,000円	13,000円	9,000円	
福島県、鳥取県、山口県	17,000円	11,000円	8,000円	

現行	改正案
別表第2（第16条関係）	別表（第16条関係）
（略）	（略）
備考（略）	備考（略）